

広告物

30

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

26

広告物は、質の高い魅力的なデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。魅力ある都市空間とするため、個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、街並みや建築物等に調和したものとすよう努めてください。

27

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとし、秩序ある掲出を行う。

28

広告物は、自家用広告物とする。

ただし、商店街振興組合又はこれに準ずる団体が設置するもので、都市景観形成地区に指定されている四谷・山手通地区の街並みに調和するよう景観上十分な配慮がされていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名、およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。

自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

広告物

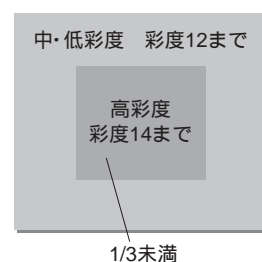
色彩など

29 都市景観形成地区に指定されていることに配慮し、鮮やかな色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

30 表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が10㎡を超える場合は、以下のとおりとする。

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・彩度12を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

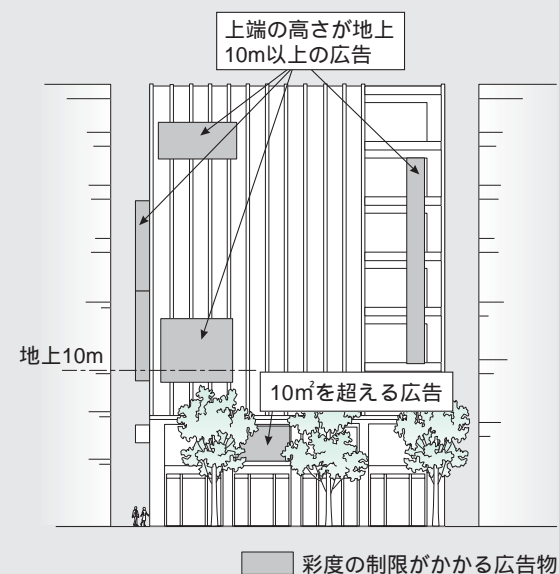


31 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

32 文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

鮮やかな色とは、彩度12を超える色を目処とします。鮮やかな色や蛍光色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。

地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。



補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストの一番強い色の組合せをいいます。コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

照明など

33 点滅する広告物、輝度に変化する広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

34 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置

35 電光表示装置を使用する広告物は設置しない。

ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示装置および映像（レーザー光線による場合を含む）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。

広告物

屋上広告

36

屋上広告は、本山交差点及び八事交差点の商業地域を除き、設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が5㎡以下で、下端の高さが5m以下のものについては、この限りでない。

37

建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

38

広告物の高さは、9m以下かつ、建築物の高さの1/3以下とする。

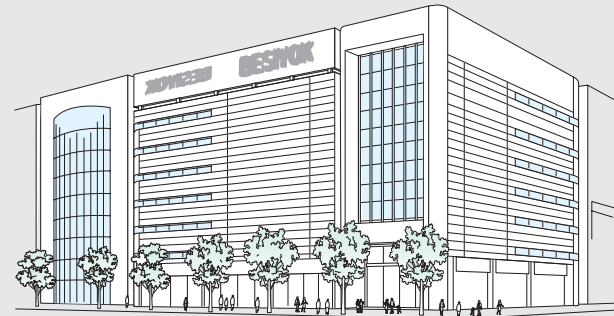
また、広告物の横幅の1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

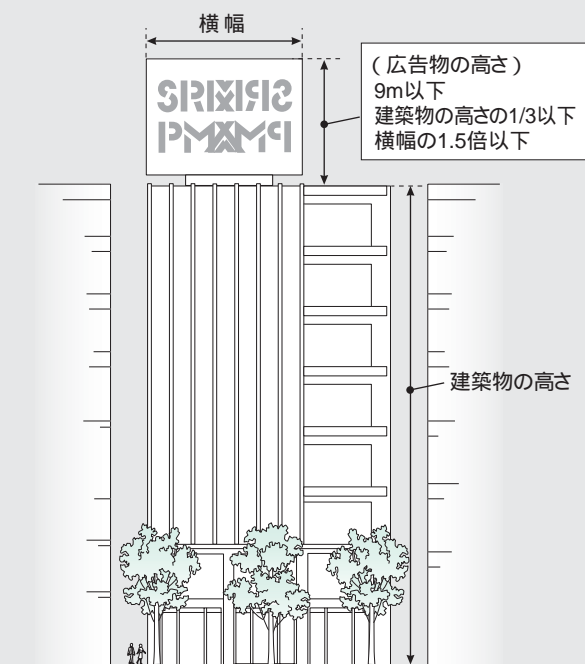
39

骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます



屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものにならないよう配慮してください。



壁面広告

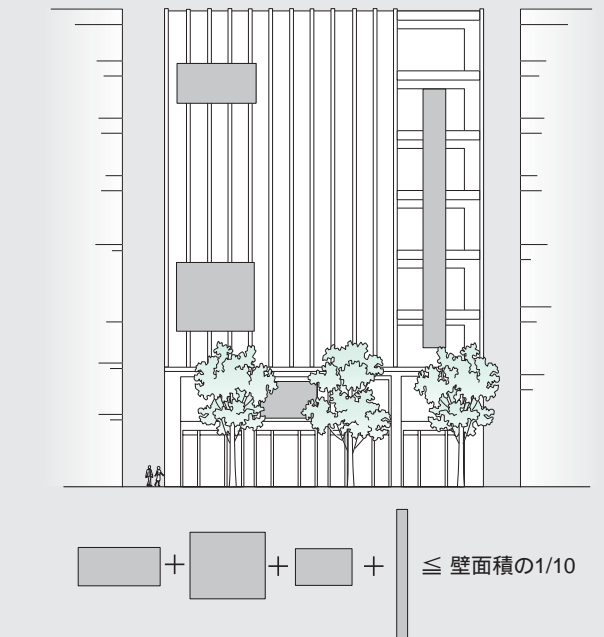
40

表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

ただし、一壁面の面積が100㎡未満の建築物については、10㎡以下とする。

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。

壁面積とは壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めることとします。



41

建築物の2階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。



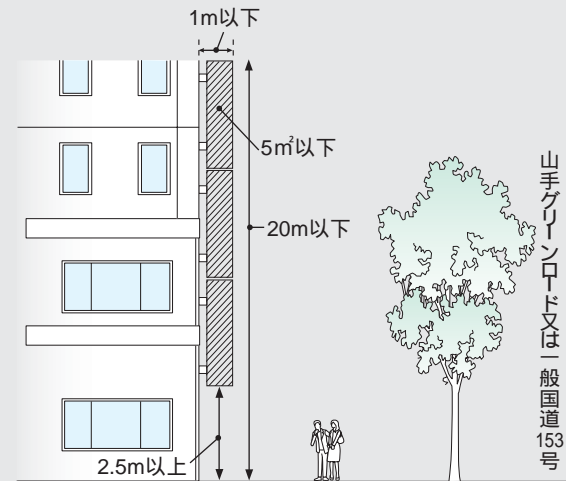
やむを得ず表示する場合の例

広告物

突出広告 (山手グリーンロード又は一般国道153号に面するもの及び景観こみち地区に設置するものに限る)

42 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。
突出幅とは、取り付けの壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



43 1つの表示面の表示面積は、5㎡以下とする。

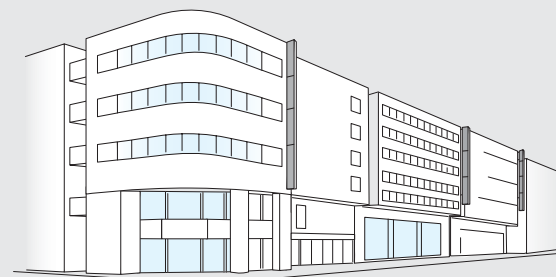
44 山手グリーンロード又は一般国道153号に面するもの下端の高さは、2.5m以上とする。

45 景観こみち地区に設置するものは、道路上空に突き出さない。

46 上端の高さは、地上から20m以下とする。
ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

47 一壁面には、一列にまとめて設置する。
ただし、1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

広告の掲出量は最小限とし、建築物や周辺の街並みとの調和に努めてください。



48 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

地上広告

49 地上からの高さは、10m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は15㎡以下とする。

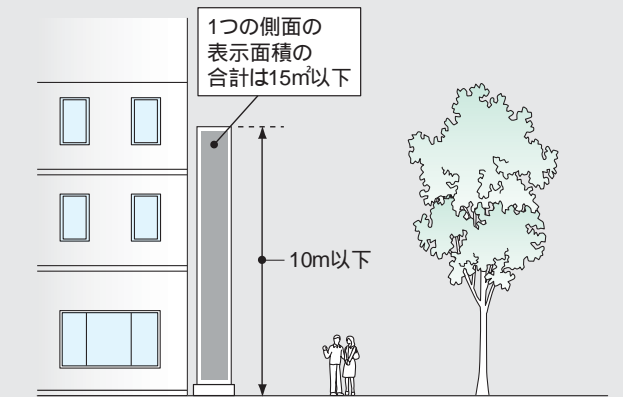
ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

50 山手グリーンロード又は一般国道153号上空に突き出すものは、下端の高さを2.5m以上とする。

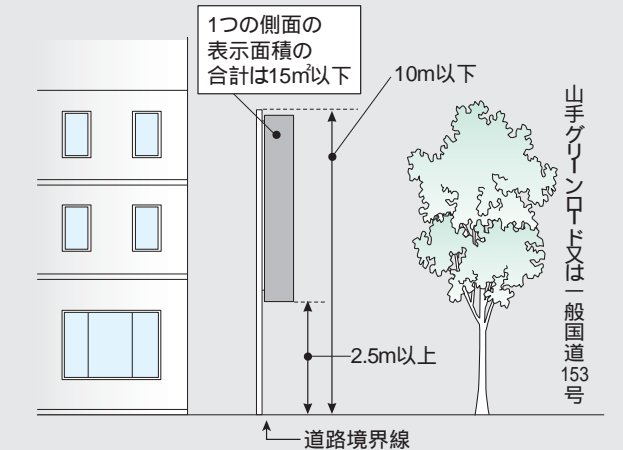
51 景観こみち地区に設置するものは、道路上空に突き出さない。

一列に設置された広告は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

地上広告物とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。テナントの案内を行うサインポールなどは建築物と調和したデザインとしてください。



一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



広告物

飾り看板

52

通りの景観を演出するため、可能なかぎり洗練された飾り看板を設置する。



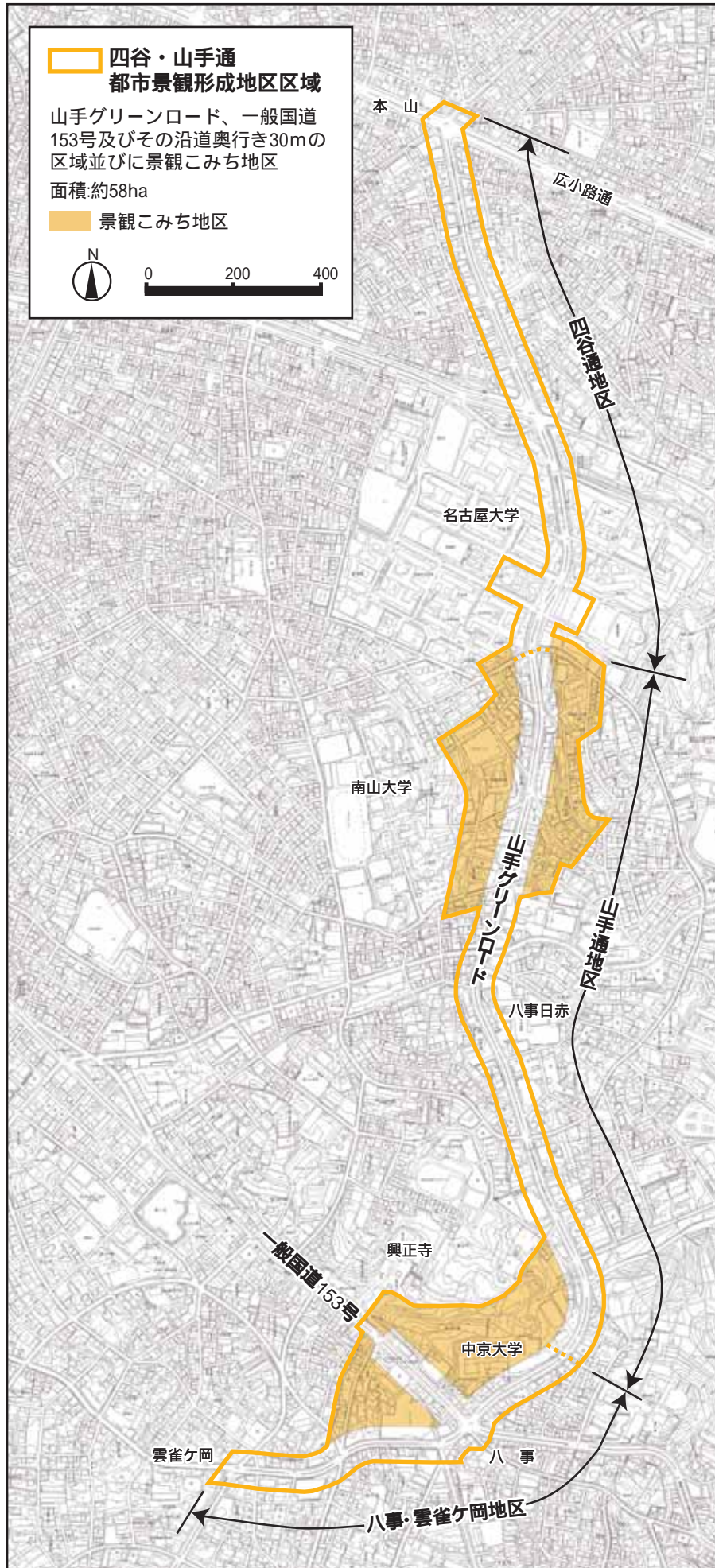
置き看板・広告旗など

53

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

置き看板やのぼり旗などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。





都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物、土地の形質の変更

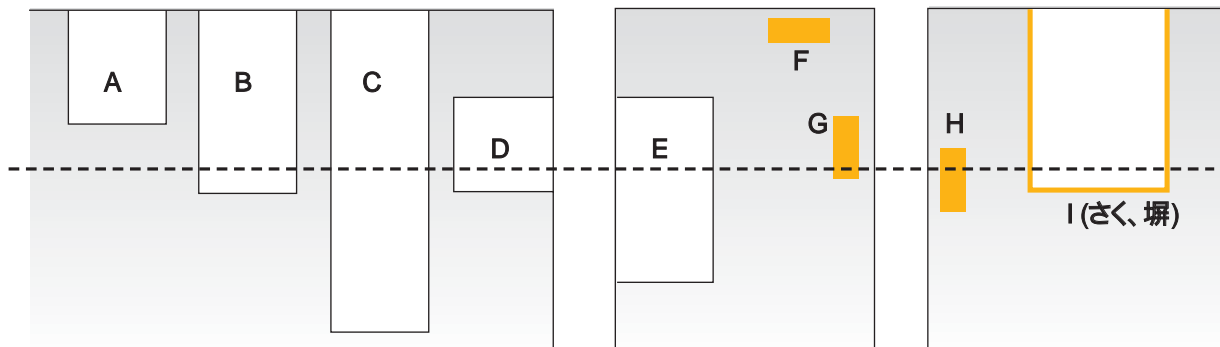
- ・敷地が山手グリーンロード、一般国道153号または景観こみち地区の区画道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 ... 基準を適用します。
Eの場合 基準を適用しません。

工作物

- ・山手グリーンロード、一般国道153号または景観こみち地区の区画道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

F、G、H、Iの場合 基準を適用します。



広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません
(ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。)

A、B、C、D、E、F、H、I、K 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L 基準を適用しません。

